

令和4年6月29日

## 第25回総会議事録

長岡市農業委員会

## 第 25 回総会議事録

- 1 日 時 令和 4 年 6 月 29 日（水曜日） 午後 2 時 00 分
- 2 場 所 ながおか市民センター 5 階 5 B 会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
  - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
  - 日程第 2 議案第 14 号 農地法第 3 条の許可申請について
  - 議案第 15 号 農地法第 4 条の許可申請について
  - 議案第 16 号 農地法第 5 条の許可申請について
  - 議案第 17 号 農用地利用集積計画の決定について
  - 議案第 18 号 農用地利用配分計画案の決定について
  - 日程第 3 報告第 3 号 農地法の届出通知等について
- 4 出席委員 (15 名) 別紙のとおり
- 5 欠席委員 (9 名) 別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員
  - 事務局長 樺沢 仁、次長 今坂 康雄、振興農政係長 小川 一博、
  - 農地係長 広沢 敏功、主査 木村 秋津、主査 岡村 太地
  - 主事 土田まりあ

開 会（午後 2 時 00 分）

樺沢事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。  
長岡市農業委員会会議規則第 4 条の規定によりまして、高橋会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 (あいさつ)  
それでは、第 25 回総会を開催いたします。  
今月は、新型コロナウイルスの影響で感染症対策としまして、委員の数を制限します。  
出席予定の委員のうち、欠席届が議席番号 3 番、岩本一男委員、11 番、安達隆幸委員から提出されております。  
長岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定による定足数を満たすことを報告し、会議は成立していることをご報告申し上げます。

- 日程第 1 議事録署名委員の選任について  
議長 日程第 1、議事録署名委員の選任でございます。本日は、議席番号 2 番、吉川勇委員、15 番、中村正行委員を指名しますので、よろしく願いします。
- 日程第 2 議案第 14 号 農地法第 3 条の許可申請について  
議長 日程第 2、これより審議に入ります。  
議案第 14 号 農地法第 3 条の許可申請についてを議題とします。  
事務局の説明を求めます。  
広沢係長 説明申し上げます。  
議案書の 3 ページ、4 ページをご覧ください。  
今月の 3 条許可申請は 10 件でございます。  
1 から 6 番は売買による所有権移転、7 番は贈与による所有権移転、8 番、9 番は交換による所有権移転、10 番は使用貸借権の設定であります。  
なお、5 番、10 番につきましては、許可後の経営面積が 50 アール未満でございますが、川口地域の下限面積が 30 アールですので、問題はございません。  
以上について、担当委員による現地調査結果はいずれも問題なしということです。  
農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。  
議長 それでは、審議に入ります。  
ただいまの説明に質問、意見ございませんでしょうか。  
（「ありません」と呼ぶ者あり）  
議長 ありませんの声が聞こえます。  
質問、意見がございませんので、採決に入ります。  
議案第 14 号 農地法第 3 条の許可申請について、許可することに異議ございませんでしょうか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
議長 異議なしの声が聞こえます。  
異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

- 議案第15号 農地法第4条の許可申請について
- 議長 議案第15号 農地法第4条の許可申請についてを議題とします。  
事務局の説明を求めます。
- 広沢係長 ご説明申し上げます。  
議案書の6ページをご覧ください。  
今月の4条許可申請は、長岡地域の1件でございます。  
なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、支所において6月20日までに現地確認を実施しております。
- 1番、川崎町の畑について、住宅、通路及び庭敷地として利用するものです。議案資料21ページに経過説明を掲載しております。申請地は川崎町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。
- ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長 それでは、審議に入ります。  
ただいまの説明に質問、意見ございませんでしょうか。  
(「ありません」と呼ぶ者あり)
- 議長 ありませんの声が聞こえます。  
質問、意見がありませんので、採決に入ります。  
議案第15号 農地法第4条の許可申請について、許可することに異議ございませんでしょうか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしの声が聞こえます。  
異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。
- 議案第16号 農地法第5条の許可申請について
- 議長 議案第16号 農地法第5条の許可申請についてを議題とします。  
事務局の説明を求めます。
- 広沢係長 ご説明申し上げます。  
議案書の8ページ、9ページをご覧ください。  
今月の5条許可申請は、長岡地域5件、中之島地域1件、越路地域1件、三島地域1件、和島地域1件の9件でございます。

1 番、下沼新田の畑について、駐車場敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和4年8月31日までの計画です。申請地は下沼新田地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が駐車場敷地であり、集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

2 番、滝谷町の田について、住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和4年7月1日から令和4年12月20日までの計画です。申請地のおおむね300メートル以内に越後滝谷駅があることから、第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

3 番、七日市の田について、貸し資材置場敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和4年12月31日までの計画です。申請地は七日市地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

4 番、百束町の畑について、分家住宅建築敷地として利用するために贈与による所有権移転をするものです。工期は、令和4年7月1日から令和4年10月30日までの計画です。申請地は百束町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が住宅建築敷地であり、集落に接続して建築されるものであるため、例外的に許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

5 番、小曾根町の畑について、分家住宅建築敷地として利用するために贈与による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和4年11月30日までの計画です。申請地は小曾根町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が住宅建築敷地であり、集落に接続して建築されるものであるため、例外的に許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要し

ます。

6番、岩田の畑について、倉庫及び車庫建築敷地として利用するために賃借権の設定をするものです。議案資料の22ページに経過説明を掲載しております。申請地は岩田地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

7番、小島谷の畑について、分家住宅建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は、令和4年7月1日から令和4年10月30日までの計画です。申請地は小島谷地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が住宅建築敷地であり、集落に接続して建築されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

8番、深沢町の畑について、物置及び庭敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。議案資料23ページに経過説明を掲載しております。申請地は深沢町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が物置及び庭敷地であり、集落に接続して建築されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

9番、堺町の田について、分家住宅建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は、許可日から令和4年11月30日までの計画です。申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、隣接する本家と相互扶助する必要性からほかの場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準とも満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見ございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんの声が聞こえます。

質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第16号 農地法第5条の許可申請について、許可することに異議  
ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第17号

農用地利用集積計画の決定について

議長

議案第17号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

小川係長

ご説明申し上げます。

皆様のお手元に別冊、農用地利用集積計画1冊を配付させていただきましたので、併せてご確認ください。

議案書の12ページの内訳表をご覧ください。今月は、利用権の設定・  
移転で8件の申出がありました。権利関係は、全て賃借権設定となっ  
ています。

次に、農地中間管理事業において、中間管理事業実施手続のため、新  
潟県農林公社が集積一括方式により中間管理権を設定し、転貸するもの  
です。

初めに、中間管理権設定(公社借入)分について、このたびは152件の  
申出があり、内容については全て新規となります。権利関係は、賃借権  
設定が142件、使用賃借権設定が10件となっています。

続いて、使用賃借権及び賃借権の設定(公社貸付)分については、今  
ほどの公社借受け分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもの  
で、このたびは50件の申出がありました。内容については、全て新規と  
なります。権利関係は、賃借権設定が43件、使用賃借権設定が7件とな  
っています。

なお、詳細内容については、お配りした別冊、農用地利用集積計画に  
て確認をお願いいたします。

以上、計210件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条  
第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の各要件を  
満たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしく  
ご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。  
ただいまの説明に質問、意見ございませんでしょうか。  
(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの聲が聞こえます。  
質問、意見がございませんので、採決に入ります。  
議案第17号 農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの聲が聞こえます。  
異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第18号 農用地利用配分計画案の決定について

議長 議案第18号 農用地利用配分計画案の決定についてを議題とします。  
事務局の説明を求めます。

小川係長 ご説明申し上げます。

議案書の16ページから22ページをご覧ください。

新潟県農林公社から受け手農家への農用地利用配分計画案のうち、一部新たな受け手への変更があったため、使用貸借権及び賃借権の移転をするものです。

このたびは41件の申出があり、内容については、賃借権の移転が38件、使用貸借権の移転が3件となっております。

これらの案件につきましては、以前開催されました総会または農地部会において、それぞれ審議、決定をいただいたものです。

これら農用地利用配分計画案は、新潟県農林公社で農用地利用配分計画として決定をし、新潟県の認可と県公告手続後、新たな受け手に貸し付けることとなります。

当該案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。  
ただいまの説明に質問、意見ございませんでしょうか。  
(「ありません」と呼ぶ者あり)



議長 ありませんの声が聞こえます。

質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第18号 農用地利用配分計画案の決定について、原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 3 報告第3号 農地法の届出通知等について

議長 日程第3、報告第3号 農地法の届出通知等についてを議題とします。  
事務局の報告を求めます。

広沢係長 最初に、恐れ入りますが、議案書の差し替えをお願いいたします。38ページの3番につきまして、備考欄に介在者名の記載が漏れておりました。既に皆様のお手元にお配りしております。お手数ですが、差し替えをお願いいたします。

それでは、農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

4条の届出について6件を24ページに、5条の届出について16件を25から27ページに、農地法の適用を受けない事実確認4件を28ページに、18条の合意解約について1件を29ページに、利用権の解約について44件を30から37ページに、中間管理権の解約について4件を38ページにそれぞれ掲載してありますので、ご覧ください。

以上であります。

議長 報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第25回総会を閉会いたします。

閉 会 (午後2時25分)

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

会 長 \_\_\_\_\_

農業委員 \_\_\_\_\_

農業委員 \_\_\_\_\_

別紙 出席状況（総会議席表）

（令和4年6月29日現在）

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名																		
1	欠	多田好一	13	欠	青柳進																		
2	出	吉川勇	14	欠	青柳久雄																		
3	欠	岩本一男	15	出	中村正行																		
4	出	諸橋昇一	16	出	土田米藏																		
5	出	堀徳太郎	17	出	稲波忠昭																		
6	欠	若井泰志	18	出	佐藤辰也																		
7	出	粉川一夫	19	出	高橋信昭																		
8	欠	菅沼正美	20	出	成澤善博																		
9	欠	坂詰隆	21	出	櫻井正広																		
10	欠	千野俊輔	22	出	池田朝二																		
11	欠	安達隆幸	23	出	田中豊																		
12	出	本田栄一	24	出	鳥羽若一																		
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 20%;">出席委員</td> <td style="width: 10%;">人</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">15人</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 20%;">議事録署名委員</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>欠席委員</td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">9人</td> <td></td> <td>吉川勇</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td style="text-align: center;">24人</td> <td></td> <td>中村正行</td> <td>委員</td> </tr> </table>						出席委員	人	15人		議事録署名委員		欠席委員	人	9人		吉川勇	委員		計	24人		中村正行	委員
出席委員	人	15人		議事録署名委員																			
欠席委員	人	9人		吉川勇	委員																		
	計	24人		中村正行	委員																		